

当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当麻町内にある住宅、建築物の耐震改修工事を伴う住宅リフォーム工事を行う者に対し、同一住宅について1回限りとし予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅、建築物の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅、建築物

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、併用住宅（店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(2) 耐震診断

次のいずれかに該当する住宅、建築物の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断。

イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7月5日国住指第902号）」）による耐震診断。

ウ 上記に掲げる方法と同等と認められる耐震診断。

(3) 耐震改修工事

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された住宅、建築物の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

(4) 住宅リフォーム工事

住宅の増築、改築、修繕及び模様替えのうち、別表に掲げる工事をいう。（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備を含む。）

(5) 耐震改修助成額

租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と補助金の額の合計額とする。

(6) 町税等

町税、介護保険料、上下水道料その他当麻町に対し納付義務を負う金銭債務をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる既存住宅、建築物（以下、「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 耐震改修工事を行おうとする者が自ら居住の用に供している住宅、建築物であること。
- (2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。
- (3) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。

(補助対象経費)

第4条 耐震改修工事に係る補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁、屋根更新、断熱改修等を含む）にかかる経費とする。ただし、耐震改修工事に明らかに寄与しない工事は、当該工事費を分離して算定し補助対象経費から除外する。

2 リフォーム工事補助対象経費は、対象住宅について所有者が行うリフォーム工事で、その要する費用が100万円以上の工事とする。

3 前項に規定するリフォーム工事に要する費用には、次ぎに掲げる費用は含まないこととする。

- (1) 当麻町水洗便所改造及び排水設備改造資金貸付条例（昭和62年条例第20号）の規定に基づき資金

の貸付け又は補助金を受けたときは、当該工事に要した費用。

- (2) 当麻町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を受けたときは、当該工事に要した費用。
- (3) 当麻町障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づき補助金を受けたときは、当該工事に要した費用。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき補助金を受けたときは、当該工事に要した費用。

（補助金の交付額等）

第5条 前条第1号に対する助成額は、次ぎに掲げる額とする。ただし、補助金の交付にあたっては、あらかじめ同項第5号の額を差し引いて、同項第1号から第4号までの額を交付するものとする。

- (1) 補助対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額
 - (2) 補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円
 - (3) 補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10パーセント
 - (4) 補助対象経費が300万円以上の場合は30万円
 - (5) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 前条第2項に規定する住宅リフォーム工事に係る補助金額は、20万円とする。
- 3 前項で計算された1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は工事着手前に当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金申込書（以下「申込書」という。別記第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 耐震診断報告書（写し）
 - (2) 改修計画書（別紙1）
 - (3) 位置図、配置図、平面図、立面図等（耐震改修及びリフォーム内容の記載されたもの）
 - (4) 補強後の想定耐震診断書（但し、建築士の資格を有する者が作成したものに限る）
 - (5) 耐震改修工事費及びリフォーム工事費見積内訳書
 - (6) 個人情報目的外利用に関する同意書（別紙2）（町税等納付義務を負う金銭債務がある者は補助金の交付はできない）
- 3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（申込み内容の変更）

第7条 申込み内容に次の各号いずれかに該当する変更が生じたときは、当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金（変更・取り消し）届（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者
 - (2) 耐震改修工事費の変更
 - (3) 耐震改修工事の中止
- 2 改修工事計画に変更が生じた場合は、町長の承諾を得なければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 第6条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で工事の完了した者は、補助金の交付申請を行うことができる。ただし、補助対象として適当であることの通知を受けた日が属する年度の3月15日までに交付申請を行わない場合はその効力を失う。

- 2 前項の規定による申請は、当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助金交付申請書（以下「申請書」という。別記第4号様式）に関係書類を添えて、工事の完了した日から30日以内に町長に提出しなければならない。
- 3 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 改修工事後の耐震診断報告書
 - (2) 竣工図（耐震改修及びリフォーム内容の記載された図面）
 - (3) 施工状況写真（耐震改修工事の部位別内容及びリフォーム工事の内容が確認できるもの）
 - (4) 完成写真
 - (5) 工事請負契約書（写し）
 - (6) 工事代金領収証（写し）
 - (7) その他必要なもの

（補助金の交付決定及び交付）

第9条 町長は、前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の交付を決定する。
また、補助金交付決定通知書により申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付の決定をうけた者又は補助金の交付を受けた者が補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件、規則、交付要綱若しくはこれに基づく町の処分に違反したときは、町長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第11条 この事業に関する書類は事業完了後10年間保存するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	リフォーム工事の内容
増 築	既存の住宅部分のない場所に、新たに住宅部分を建築又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事をいう。
改 築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。
修繕及び 模様替え	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁及び天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高める工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次ぎに掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱又は梁等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい又は火打ち等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で葺き替える工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次ぎに掲げる工事とする。</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替等の工事</p> <p>(5) 壁紙の貼り替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p>(7) その他居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事</p>